

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく  
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成19年7月12日～8月10日(ダイズ1件、セイヨウナタネ3件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成19年7月12日(木)～8月10日(金)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	2通
整理した意見数	2件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成19年7月12日～8月10日(ダイズ1件、セイヨウナタネ3件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔及び稔性回復性セイヨウナタネ(MS1R F2)について	<p>当該セイヨウナタネについては、種子の生産量が増えることなどから生態系への適応度が高く、路傍等のナタネに当該ナタネの形質が拡散する可能性が高いと考える。</p> <p>生物多様性影響評価書及び学識経験者意見において、「競合における優位性が高まるとは考えにくい」と結論づけた理由を示してほしい。</p>	<p>当該品種については、国内における隔離ほ場試験において、子実収量はやや高い数値を示したものの、国外での栽培試験では非組換え体との間に統計学的な有意差は認められておりません。付与された除草剤耐性、雄性不稔及び稔性回復性という形質によって、非組換えセイヨウナタネに比べ自然条件下での競合における優位性が高まることは考えにくいこと等から、非組換えセイヨウナタネ以上に当該セイヨウナタネが広がり、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。</p>	1
2	遺伝子組換え全体について	<p>そもそも遺伝子組換えは、人が踏み込んではいけない領域だと思う。</p> <p>人工的な遺伝子の組換えは生態系の攪乱そのものであり、負の遺産として人に返ってくることを懸念する。</p> <p>これ以上遺伝子の組換えは止めてほしい。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、新しい技術であり、現時点では長期にわたる利用の経験や知識が蓄積されていないため、人の健康や野生動植物に悪い影響を及ぼす可能性も否定できません。</p> <p>遺伝子組換え農作物の使用に当たっては、食品としての安全性に関しては「食品安全基本法及び食品衛生法」、飼料としての安全性に関しては「食品安全基本法及び飼料安全法」、野生動植物の種の保存への影響の防止に関しては「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)」に基づき、開発者等が使用するために申請したものについて、それぞれ科学的な評価を行い、その結果、問題がないと判断されたもののみ流通や栽培が認められているところです。</p> <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え植物の使用等による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ、</p>	1

我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する仕組みとなっています。

今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ、「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところであり、第一種使用規程に従って使用する場合に、生物多様性影響が生じるおそれはないと判断しています。